

(平成21年11月26日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認群馬地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	8 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 5 月から 47 年 7 月まで  
② 昭和 48 年 9 月から 53 年 8 月まで  
③ 昭和 53 年 12 月から 55 年 5 月まで  
④ 昭和 57 年 10 月から 63 年 3 月まで  
⑤ 平成元年 5 月から 19 年 2 月まで

国民年金の加入手続及び保険料納付について、具体的なことまでは良く憶えていないが、役所の指導に従っていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人と同姓同名で同一生年月日の被保険者に対し、A 区から昭和 49 年 5 月 30 日から同年 6 月 3 日までの間に払い出された国民年金手帳記号番号の納付記録によると、52 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料が納付されたことが確認でき、前述の手帳記号番号に係る被保険者の住所等は、申立期間当時の住所移転や生活状況に関する申立人の申述内容と合致している。

一方、上述した期間を除く申立期間については、国民年金の加入状況及び納付状況が不明である上、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間②のうち、昭和 52 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年7月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月から同年11月まで

申立期間の国民年金保険料は、当時勤務していたA社の担当者が納付していたと思う。当時、給与から国民年金保険料が引かれていたことを記憶しており、保険料等が控除されていたことが記載されている当時の給与明細書も保有しているため、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料をA社の担当者が給与から引いて納付していたと主張しているところ、事実、申立人が保有する昭和51年4月分から同年11月分までの給与明細書のうち、同年7月分から同年11月分の給与明細書には、年金の保険料のほか国民健康保険税、住民税、所得税、失業保険等の控除が記載されており記載内容に不自然な点は見受けられず、保険料控除額1,400円は、昭和51年度月額保険料と一致する。

一方、上述した期間を除いた昭和51年3月から同年6月までの期間については、納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の記憶が明瞭<sup>めいりょう</sup>でないため、具体的な国民年金の加入状況及び保険料納付状況が不明である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年7月から同年11月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間の賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を82万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和28年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成15年12月5日

平成20年2月8日にA社B所から、厚生年金保険被保険者賞与支払届が提出されたことにより、申立期間の標準賞与額が記録されたものの、保険料の徴収期限を経過した後の届出のため、年金額に反映できない旨の回答を社会保険事務所から受けた。しかし、申立期間の標準賞与額の保険料についても給与から控除されていたので、申立期間を年金額に反映させてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社B所における申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額について、同社は被保険者賞与支払届を平成20年2月8日付けで社会保険事務所に提出し、これに基づき社会保険事務所において申立期間の標準賞与額が82万4,000円と記録されている。ただし、当該記録は、政府の保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎とはされていない。

これに対し、申立人は、当委員会に対し申立期間の年金記録の確認を求めているものであるが、当該事業所から提出を受けた賞与支給明細書によると、申立人は平成15年12月5日に支給された賞与から、82万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、前述の当該事業所が平成 20 年 2 月 8 日付けで申立人に係る被保険者賞与支払届を社会保険事務所に提出した際に添付した経緯説明書には、「社会保険事務所、厚生年金基金及び健康保険組合の賞与支払届の用紙は複写式であり、厚生年金基金に送って社会保険事務所に送らなかったということは考えにくい」と記載されているが、A 健康保険組合における申立人に係る申立期間の標準賞与額の記録も確認できないところ、事業主が申立人の申立期間に係る被保険者賞与支払届を社会保険事務所及び当該健康保険組合に届け出たにもかかわらず、いずれもこれを記録しないとは考え難いことから、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、申立てどおりの標準賞与額に係る届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（22万円）であったことが認められることから、申立期間①に係る標準報酬月額を22万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名：女  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和20年生  
住所：

### 2 申立内容の要旨

申立期間：①平成5年3月1日から6年3月31日まで  
②平成6年3月31日から13年11月11日まで  
従業員として勤務したA社における被保険者期間のうち、平成5年3月1日から6年3月31日までの標準報酬月額が、在職時の報酬月額と相違している。当時の報酬月額は手取りで17万円から18万円であったので、実際に支払われていた給与に応じた標準報酬月額に訂正してほしい。また、同社を退職したのは13年11月10日であるにもかかわらず、社会保険庁の記録によると、資格喪失日が6年3月31日となっている。勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険庁の記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、平成4年10月の定時決定において22万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった6年3月31日以降の同年4月26日付けで、申立人を含む7名の標準報酬月額の記録が遡<sup>そきゅう</sup>及して減額処理されており、申立人の場合、5年3月から6年2月までの標準報酬月額が22万円から8万円に減額されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成6年4月26日付けで行われた遡<sup>そきゅう</sup>及減額処理は事実<sup>じじつ</sup>に即したものと考<sup>かんが</sup>え難く、申立人の標準報酬月額を5年3月1日にさかのぼって減額処理を行う合理的な理由が見当たらないことから、当該減額処理が有効な記録であったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、社会保険事務所が当初記録していた22万円に訂正することが必要と認められる。

2 申立期間②について、前述のとおり当該事業所は平成6年3月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることに伴い、申立人についても同日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、申立人は同日以降も同事業所に勤務していた旨を申述しており、その申述内容には信憑性がうかがえるものの、申立人に係る雇用保険の加入記録が社会保険庁の記録とおおむね一致している上、同僚等からの証言を得ることができず、申立人が申立期間②において、同事業所に継続して勤務していた事実を確認することができない。

また、申立人の国民年金被保険者記録によると、申立人は申立期間②において、国民年金に加入し、定額保険料及び付加保険料を納付していることが確認でき、併せて国民健康保険にも加入していることが確認できるが、このことについて、申立人は「自ら国民年金の保険料を納付していた。給与から保険料は控除されていなかったと思う」と申述している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から44年2月まで

町役場から国民年金保険料の納付書が送付されて来たので、一年分又は二年分の保険料を一括して郵便局で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付について、「町役場から納付書が来るたびに一年分又は二年分の保険料を一括して郵便局に納付していた」と申述しているところ、昭和50年3月に、昭和49年度分を現年度納付、47年度分を過年度納付、及び同年7月に44年3月から47年3月までの37か月分を特例納付している上、53年7月にも48年6月から49年3月までの10か月分を特例納付しているものの、申立人はこれらの特例納付等に係る納付時期、納付金額及び納付回数等の記憶は全く無く、申立期間についても納付したものと認識している可能性も否定できない。

また、申立期間中に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえないところ、前述の特例納付の期間は、申立人が老齢年金の受給権を得るため、申立人が35歳になる昭和44年\*月からの保険料を納付したものと考えられる。

さらに、保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 3 月 28 日から 27 年 8 月 20 日まで  
(A 社)  
② 昭和 29 年 4 月 29 日から同年 12 月 16 日まで  
(B 社又は C 社)

中学校卒業の翌日から A 社に勤務したが、厚生年金保険の資格取得日が昭和 27 年 8 月 20 日となっている。また、その後に勤務した B 社の資格喪失日は 29 年 4 月 29 日、C 社の資格取得日は同年 12 月 16 日となっているが、間を置かずに勤務していた。異なる生年月日で記録が管理されていたので、ほかに加入記録があるかもしれない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は A 社における厚生年金保険被保険者資格取得日である昭和 27 年 8 月 20 日より前の 26 年 3 月 28 日に入社したと申し立てているが、同社の事業主の連絡先は不明であり、同社は既に閉鎖されているため関連資料等を得ることができない上、同僚からも申立人の勤務開始日に係る明確な証言が得られないことから、申立人の申立期間①における勤務実態を推認することができない。

また、当該事業所の複数の従業員はいずれも「資格取得日より前から勤務していた。試用期間があったと思う」と証言している上、申立人が記憶している複数の同僚、及び申立人と同時期に入社した同僚に係る厚生年金保険の記録も見当たらないことから、事業主はすべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかった事情がうかがえる。

申立期間②について、申立人の社会保険事務所の記録によると、B 社を

昭和 29 年 4 月 29 日に被保険者資格を喪失し、その後 C 社において、同年 12 月 16 日に被保険者資格を取得しているところ、申立人はこの空白期間においても B 社又は C 社に勤務していたと申し立てているが、両社は既に閉鎖しており、両事業主にも連絡が取れないことから、関連資料等を得ることができない。

また、申立人の B 社における退職日について、同社を昭和 29 年 12 月 31 日に資格喪失している同僚の「申立人は自分よりも随分前に会社を辞めた」との証言のほかに、申立期間②において申立人が同社に継続して勤務していたことをうかがわせる証言が得られないことから、当該期間において同社に勤務していたことを推認することができない。

さらに、C 社の従業員から申立人が申立期間②において同社に勤務していたとの証言が得られず、当該期間において同社に勤務していたことを推認することができないが、複数の従業員の証言によると、実際の入社日と厚生年金保険の被保険者資格取得日が相違していることが確認できることを踏まえると、同社の事業主はすべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかった事情がうかがえることから、申立人についても同様の取扱いであったと考えられる。

なお、社会保険事務所が保管している厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人に係る生年月日は、本来のものとは異なる日付が記録されているが、申立人の両申立期間に係る三事業所の厚生年金保険被保険者記録もその異なった生年月日によって管理されており、社会保険事務所が保管している三事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、ほかに申立人と同姓同名の者の記録は見当たらない。

加えて、申立人は両申立期間に係る厚生年金保険料控除の事実が確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 6 月 1 日から 36 年 8 月 1 日まで

A社に、昭和 34 年 6 月から 36 年 7 月まで勤務していた。厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらったが、同時に、同社は自分が入社する 2 年ほど前から厚生年金保険に加入していると説明された。会社が厚生年金保険に加入しているのに自分が加入していないのは納得がいかない。勤務していたのは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時、勤務していたとする事業所と同名称の事業所は、社会保険事務所の記録において、B県内に4事業所が確認できるところ、申立人が所有していた同僚の名刺に記載されている事業所所在地により、そのうち1事業所が、申立てに係る事業所であるA社と特定できたものの、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成8年3月1日であり、申立期間当時においては、適用事業所としての記録は確認できない。

また、現在の事業主は「申立期間当時、当社は厚生年金保険には加入しておらず、厚生年金保険の保険料を控除したのは、平成8年3月1日に当社が厚生年金保険の適用事業所になってからである」と証言しており、事実、当該事業主のほか当時の事業主及び同僚の申立期間における厚生年金保険の記録も確認できない上、申立人も「当時、健康保険証の交付を受けたことはなく、病気で入院したときの医療費は会社が出してくれた」と述べている。

なお、前述した4事業所のうち、申立てに係る事業所を除く3事業所においても、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、その記憶も明確ではない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 1 月 1 日から 9 年 3 月 26 日まで  
A社の役員であったときの報酬月額は 15 万円から 30 万円ぐらいであったが、標準報酬月額が平成 8 年 1 月 1 日から 9 万 2,000 円になっているので、記録の訂正をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録及び商業登記簿謄本によると、申立人が取締役を務めていたA社は、平成 9 年 3 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、同日以降の同年 3 月 28 日付けで申立期間に係る標準報酬月額が当初 15 万円と記録されていたものが、9 万 2,000 円に遡及して減額処理されていることが確認できる。

また、申立人は「申立期間の標準報酬月額が訂正されていることは知らなかった。厚生年金保険料の滞納は無かった」と申述している一方、「通常業務における事務的なことは経理面も含めすべて私が行っており、会社印及び代表者印も私が管理していた」旨を申述している上、代表取締役であったその夫も「私は、事務的なことは一切していなかった。妻がすべて行っていた」旨を申述していることを踏まえると、社会保険関係の手続について、申立人は、代表取締役と同等の権限を有していたものと推認できることから、申立人の一切の関与も無しに当該減額処理が行われた事情はうかがえず、申立人が当該減額処理に関与していなかったとは認め難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、当該事業所の取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 1 月 1 日から 9 年 3 月 26 日まで

A社の事業主であったときの報酬月額は 70 万円から 90 万円ぐらいであったが、標準報酬月額が平成 8 年 1 月 1 日から 9 万 2,000 円になっているので、記録の訂正をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録及び商業登記簿謄本によると、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成 9 年 3 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、同日以降の同年 3 月 28 日付けで申立期間に係る標準報酬月額が当初 30 万円と記録されていたものが、9 万 2,000 円に遡及<sup>そきゅう</sup>して減額処理されていることが確認できる。

一方、申立人は「申立期間の標準報酬月額が訂正されていることは知らなかった。厚生年金保険料の滞納は無かったと思うが妻に聞いてくれ。私は、事務的なことは一切していなかった」と申述しているものの、「代表者印の押印は私の同意の下に行っていた」と申述していることを踏まえると、代表取締役である申立人の一切の関与も無しに当該減額処理が行われた事情はうかがえず、代表取締役であった申立人が当該減額処理に関与していなかったとは認め難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月から8年1月まで  
平成6年1月からの標準報酬月額が引き下げられているが、被保険者資格を喪失するまで報酬月額は20万円であった。申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が代表取締役を務めるA社は、平成8年2月29日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、同日以降の同年5月7日付けで申立期間に係る標準報酬月額が当初20万円と記録されていたものが、6年1月から7年9月までは8万円、同年10月から8年1月までは9万2,000円に遡及して減額処理されていることが確認できる。

一方、申立人は「自分は会社の代表取締役で、社会保険関係を含む会社の事務は、すべて自分一人で行い、代表者印も自分が管理していた。当時、会社の資金繰りに苦勞しており、かなりの額の保険料を滞納していた」と回答しているところ、事実、社会保険事務所が保管していた滞納処分票によると、その徴収事跡において申立人以外の役員及び従業員等の関与は確認できないことから、申立人は会社の業務執行に関し、一切の権限を有していたものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 4 月から同年 9 月まで

平成 13 年 10 月 31 日に手形の不渡りを出してしまう旨を社会保険事務所に連絡したところ、同所から 3 名の職員がやって来た。話し合いをした内容は憶えていないが、不渡りの際の手続についてだったと思う。標準報酬月額の引下げについてはこれまで知らなかった。記録を元に戻してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が代表取締役を務める A 社は、平成 13 年 10 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、同日以降の同年 11 月 28 日付けで申立期間に係る標準報酬月額が当初 50 万円と記録されていたものが、11 万 8,000 円に遡及して減額処理されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、A 社の代表取締役であり、申立人自身は、同社における保険料滞納の事実は不明としているが、同社の取締役であった申立人の妻は、数か月の滞納があった旨を証言しているところ、申立人は、同社が適用事業所でなくなった平成 13 年 10 月 31 日に手形の不渡りを出した際、社会保険事務所の職員が来社し、話し合いがあった旨を述べていることを踏まえると、その話し合いは滞納保険料の処理に関するものであったことがうかがえ、当該減額処理が行われたことにより、同社の保険料支払債務が縮減されたものと考えられることから、当該減額処理が代表取締役であった申立人の一切の関与も無しになされたとは認め難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する

責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月 2 日から 44 年 4 月 1 日まで  
昭和 43 年に友人に紹介され、A社に入社した。当時の同僚は厚生年金保険に加入していたので、自分も加入していたと思う。国民年金手帳の昭和 43 年度国民年金印紙検認記録欄に「この年度は納付不要」と押されていることもあり、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、A社に勤務していたことは、申立人の具体的な申述内容、事業主及び同僚の証言により認められるものの、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録も確認できず、その期間を特定できない。

また、当該事業所が保有している社会保険加入記録の整理簿に記載されている者と社会保険事務所の同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の被保険者は一致している上、双方に申立人の氏名は見当たらず、健康保険整理番号にも欠番は無いことから、社会保険事務所において申立人の記録が失われたとは考え難く、事業主により申立人に係る被保険者資格取得の届出がなされた事情はうかがえない。

さらに、当時の事業主の妻は「当時、当社では社会保険については希望を聞いて加入させていた」と証言していることから、当該事業所においては、すべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

なお、申立人に対し昭和 44 年 4 月に交付された国民年金手帳の昭和 42 年度及び 43 年度の国民年金印紙検認記録欄に「この年度は納付不要」と押印されているが、このことによって、申立人が申立期間において、厚生

年金保険の被保険者であったとまでは推認することはできない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料控除の事実が確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 11 月 1 日から 12 年 5 月 9 日まで  
A社における厚生年金保険被保険者期間のうち、平成 11 年 11 月 1 日から 12 年 5 月 9 日までの標準報酬月額が 9 万 8,000 円に引き下げられている。当時の報酬月額は 30 万円ぐらいであったので、実際に支払われていた報酬月額に応じた標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録及び商業登記簿謄本によると、申立人が取締役を務めていたA社は、平成 12 年 5 月 9 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、同日以降の同年 5 月 18 日付けで、申立期間に係る標準報酬月額が当初 30 万円と記録されていたものが、9 万 8,000 円に遡及して減額処理されていることが確認できる。

一方、当該事業所の取締役を務めていた申立人は、代表取締役の子息であり、申立人及び代表取締役は、いずれも申立人が社会保険事務に係る権限を有して事務を担当していた旨を申述している上、同事業所の従業員からの「事業主は高齢であったため、実質的には申立人と営業部長が経営をしていた。申立人は経理事務や社会保険事務を行っており、代表者印は申立人が管理していた」との証言を踏まえると、申立人は社会保険に関する業務について権限を有していたことが推認できる。

また、社会保険事務所が保管している歳入歳出外現金出納簿によると、当該事業所に係る債権差押え受入れ金を滞納保険料に充当し、その残余金が同事業所に交付されていることが確認できるところ、申立人は「小切手の不渡り事故を起こした際、社会保険事務所に預金口座を差押えられたが、数か月後に社会保険事務所に出向き、清算後の返金を受けた」と申述して

いることを踏まえると、申立人は一定の権限を有して社会保険事務所と折衝を行ったと考えられることから、社会保険に関する業務について権限を有していた取締役である申立人の一切の関与も無しに当該手続が行われた事情はうかがえない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、当該事業所において社会保険事務に係る一定の権限を有する取締役として、自らの当該訂正処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。